2026年11月10日

各　位

会 社 名　　三協フロンテア株式会社
代表者名　　代表取締役社長　長妻　貴嗣
（コード番号　9639）
問合せ先　　執行役員経営管理部長　鎌倉　淳
（TEL　04-7133-6666）

自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日の取締役会決議により、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。また、当該自己株式の処分に伴い、当社の親会社及びその他の関係会社の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社は、「社会への貢献」を経営理念に掲げ、独自の技術と製品を通じて社会の課題を解決し、社会を豊かにすることを目的として活動してまいりました。現在、長期ビジョン「VISION2050」の下、「モバイルスペースを世界の常識にする」という目標を掲げ、循環型社会（サーキュラーエコノミー）の実現に向けて取り組んでおります。

建設業界における深刻な労働力不足の常態化は、従来の現場施工中心の建築手法に対して大きな構造的課題を突きつけています。当社のモバイルスペースは電気、空調、給排水などの設備を組み込んだ新しい工業化建築です。主要な工程を工場内で実施することで、現場の作業や工程を減らし、人員不足に対応するとともに、工期の短縮や安定した品質確保につなげています。

このような情勢のなか当社は、展示場やトランクルーム店舗の新規出店や既存店舗のリニューアル、レンタルスペースなどの新規サービス促進により店舗網の拡充を図っております。2026年３月期においては、当社の展示販売場及びトランクルーム（U-SPACE）の合計店舗数は642拠点に達しており、2027年３月期においても合計70拠点の新規出店または店舗リニューアルを計画し、顧客接点の強化を推進しています。加えて、災害被災地域の復興支援を後押しする住宅モデルや、急速に拡大するデータセンター需要に対応するためモジュール型データセンターの提供を開始するなど、新たな需要に対応する新規製品の開発に取り組んでおります。

これまで当社は、必要な運転資金及び設備投資資金を主に自己資金または借入により調達してまいりました。しかしながら、昨今の急激な社会環境の変化に迅速かつ機動的に対応し、持続的な成長を確実なものとするため、今般、自己株式の処分による資金調達を決定いたしました。

本資金調達による手取金は、今期計画している新規レンタル資産の取得資金に充当する予定です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社は、本資金調達を通じた成長投資の実施により、中長期的な企業価値の最大化と株主各位への利益還元の最大化に邁進してまいる所存です。

記

Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　500,000株

（２）払込金額の決定方法　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年11月18日(水)から2026年11月25日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。

（３）募集方法　一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

（４）引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（５）申込期間　処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。

（６）払込期日　2026年11月25日(水)から2026年12月１日(火)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の４営業日後の日とする。

（７）申込株数単位　100株

（８）払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　長妻貴嗣に一任する。

（９）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　75,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。

（２）売出人　野村證券株式会社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

（3） 売　出　価　格　未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
（4） 売　出　方　法　一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（5） 申　込　期　間　一般募集における申込期間と同一とする。
（6） 受　渡　期　日　一般募集における払込期日の翌営業日とする。
（7） 申込株数単位　100株
（8） 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　長妻貴嗣に一任する。
（9） 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3．第三者割当による自己株式の処分（後記＜ご参考＞1．を参照のこと。）
（1） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　75,000株
（2） 払込金額の決定方法　処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
（3） 割当先　野村證券株式会社
（4） 申込期間（申込期日）　2026年12月22日(火)
（5） 払込期日　2026年12月23日(水)
（6） 申込株数単位　100株
（7） 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
（8） 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　長妻貴嗣に一任する。
（9） 上記各号については、本第三者割当による自己株式の処分の処分価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞
1．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、75,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2026年11月10日(火)の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、2026年12月23日(水)を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年12月18日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

２．今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,131,747 株	（2026 年 10 月 31 日現在）
一般募集による処分株式数	500,000 株	
一般募集後の自己株式数	631,747 株	
本件第三者割当による処分株式数	75,000 株	（注）
本件第三者割当後の自己株式数	556,747 株	（注）

（注） 前記「３．第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 1,198,678,750 円については、新規のユニットハウスの投入によるレンタル資産の新陳代謝を促進すべく、全額を 2027 年３月末までにユニットハウス等のレンタル資産の取得資金に充当する予定です。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備投資計画は、2026 年 11 月 10 日現在（ただし、既支払額については 2026 年９月 30 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
三協フロンテア株式会社	茨城物流センター（茨城県坂東市）他 24 センター	ユニットハウス事業	レンタル資産（ユニットハウス等）	4,470	2,827	自己資金、借入金及び自己株式処分資金	2026 年４月	2027 年３月	9,130 棟新規投入
三協フロンテア株式会社	札幌営業所（北海道札幌市）他 70 店舗	ユニットハウス事業	事業所、トランクルーム用建物・構築物及び器具備品	1,681	480	自己資金及び借入金	2026 年４月	2027 年３月	70 店舗新規・リニューアル設置
三協フロンテア株式会社	つくば工場（茨城県土浦市）他	ユニットハウス事業	生産設備等	2,393	946	自己資金及び借入金	2026 年４月	2027 年３月	－

（注）１　上記金額には消費税等は含まれておりません。

２　自己株式処分資金は、今回の自己株式処分による調達資金であります。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の資金調達を上記３．（１）に記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な成長及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けており、長期的な観点から安定的な配当の継続を図ることを重視しております。また、コスト競争力の維持強化を図るための投資及び財務体質強化のため、内部留保を充実することを基本の考えとしております。

（２）配当決定にあたっての考え方

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

なお、当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。また、上記のほか、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めております。

なお、配当金につきましては中期的に目標配当性向 35%を目安として利益還元を実施していく方針であります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、収益力と競争力の強化を目的として研究開発・生産設備等に有効投資してまいりたいと存じます。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
１株当たり連結当期純利益	237.92 円	247.57 円	250.33 円
１株当たり年間配当金 (内１株当たり中間配当金)	80.00 円 (40.00 円)	85.00 円 (40.00 円)	85.00 円 (40.00 円)
実績連結配当性向	33.6%	34.3%	34.0%
自己資本連結当期純利益率	12.3%	11.7%	11.0%
連結純資産配当率	4.1%	4.0%	3.7%

（注）１　当社は、2024 年 10 月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。１株当たり連結当期純利益及び１株当たり年間配当金については、2024 年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値です。

２　実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金（上記の株式分割考慮後）を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

３　自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。

４　連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金（上記の株式分割考慮後）を１株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、１株当たり連結純資産額については、2024 年３月期の期首に、上記の株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

①過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期	2027年３月期
始　値	3,580円	4,220円 □　1,997円	2,009円	2,164円
高　値	4,455円	4,310円 □　2,198円	2,288円	2,419円
安　値	3,470円	3,680円 □　1,961円	1,807円	2,121円
終　値	4,245円	4,070円 □　2,006円	2,165円	2,299円
株価収益率	8.92倍	8.10倍	8.65倍	―

（注）１　2027年３月期の株価については、2026年11月９日(月)現在で表示しております。

２　2025年３月期の□印は、2024年10月１日付株式分割（普通株式１株につき普通株式２株に分割）による権利落後の株価です。

３　株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2027年３月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社和幸興産、長妻貴嗣、長妻和男、長妻幸枝及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

Ⅱ．親会社及びその他の関係会社の異動

１．異動が生じる経緯

前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の自己株式の処分に伴い、総株主の議決権の数が増加するため、有限会社和幸興産が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することとなる見込みであります。

２．異動する株主の概要

親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当するもの

（１）　名称	有限会社和幸興産	
（２）　所在地	千葉県柏市北柏一丁目１番地	
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役　長妻 和男	
（４）　事業内容	不動産管理業	
（５）　資本金	50,000千円（2026年８月31日現在）	
（６）　設立年月日	1982年５月１日	
（７）　純資産	9,189,532千円（2026年８月31日現在）	
（８）　総資産	9,201,639千円（2026年８月31日現在）	
（９）　大株主及び持株比率	長妻 貴嗣　98.40％ 長妻 和男　1.60％ （2026年11月10日現在）	
(10)　上場会社と当該株主の関係	資本関係	議決権被所有割合50.63％（2026年８月31日現在）
	人的関係	取締役の兼任１名
	取引関係	当社福利厚生施設の賃借（社員寮等の賃借）

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 （2026年11月10日現在）	親会社	112,335個 50.63％	―	112,335個 50.63％
異動後	その他の関係会社	112,335個 49.52％	―	112,335個 49.52％

（注）１．異動前の議決権所有割合は、2026年９月30日現在の発行済株式総数23,356,800株から、議決権を有しない株式として2026年９月30日現在の自己株式1,131,700株及び単元未満株38,300株を控除した総株主の議決権の数221,868個を基準として算出しております。

２．異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数に前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の自己株式の処分により増加する議決権の数5,000個を加算した総株主の議決権の数226,868個を基準に算出しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

４．異動予定年月日

前記「Ⅰ．自己株式の処分及び株式売出し　１．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の払込期日（処分価格等決定日の４営業日後の日）

５．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

有限会社和幸興産は本件異動後も当社のその他の関係会社であり、引き続き非上場の親会社等に該当することとなる予定です。

６．今後の見通し

本件による当社業績への影響はありません。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。